

# 未公開株の勧誘にご用心

2010年11月21日号

「上場すれば高値になると勧誘された未公開株が上場しない」、「未公開株の発行会社が買い戻してくれない」、「以前購入した未公開株も買い取ると勧誘され未公開株を買い増した」などの相談が増えています。

未公開株が新規上場された場合、初値が公募・売出価格を大きく上回ることもあります。しかし、値上がりの期待を背景に、上場の予定もないのに虚偽の説明で勧誘され、被害にあう人が後を絶ちません。

未公開株の販売ができるのは、当該未公開株の発行会社や金融商品取引業の登録を受けた証券会社に限られます。発行会社から購入した場合、発行会社には買い取る義務はありません。また、未公開株の多くには譲渡制限が設けられており、一般に株券が出回ることはありません。もし、譲渡制限のある株を取得しても、取締役会の承認がなければ名義変更ができず、株主として認められません。

セールストークをうのみにするのは大変危険です。慎重に検討しましょう。